

新得町スポーツ合宿誘致事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、しんとく「スポーツ合宿の里」事業推進委員会（以下「推進委員会」という。）が、スポーツ合宿（以下「合宿」という。）の誘致による地域の活性化を図るため、新得町内においてスポーツ合宿を実施するスポーツ団体（以下「団体」という。）に対する支援として実施するスポーツ合宿誘致事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 合宿 町外かつ国内所在の学校、実業団、クラブ等に所属する団体（愛好会、サークルなどは原則除く）が、スポーツ技術向上を目的に練習、研修等を行うために宿泊することをいう。
- (2) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）による営業許可を得た宿泊施設で、推進委員会の加盟会員とする。

(補助金の交付対象)

第3条 補助金の交付対象は、前条に規定する合宿で、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。ただし、委員長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

- (1) 前条に規定する町内の宿泊施設に宿泊すること。
- (2) 合宿期間中に町内の体育施設等を利用すること。
- (3) 1回の合宿において宿泊日数が3泊以上の連続した宿泊を5名（顧問、監督、コーチ、マネージャー等を含む）以上で行うものであること。ただし、大会やイベント等への参加に伴う宿泊及び前泊にか

かる宿泊数を除く。

(4) 営利活動を目的としないこと。

2 前項の規定にかかわらず、国、都道府県その他地方公共団体等から助成を受けていないこと。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、第2条に規定する合宿を行う団体とする。

2 複数の団体が、同一目的で合宿（合同合宿等）をする場合は、それぞれの参加団体の代表者を補助対象者とし、前条第3項に規定する人数及び宿泊数は、当該参加団体の人数及び宿泊数で算定するものとする。

(複数年度にわたる合宿の取り扱い)

第5条 1回の合宿が複数年度にわたる場合の補助対象年度は、当該合宿の最終宿泊日の属する年度とする。

(補助金の額及び限度額)

第6条 補助金の額は、延べ宿泊数（合宿の参加人数に宿泊日数を乗じた数をいう。）に1泊当たり1,000円を乗じた得た額とし、1団体、同一年度中に10万円を限度とする。

(初めて新得町で合宿を行う団体の補助金の額及び限度額の特例)

第7条 初めて新得町で合宿を行い、この補助金の申請を行う場合は、前条に掲げる1泊あたりの額を1,000円から2,000円として計算し、1団体当たりの限度額を10万円から15万円とする。

(補助金の交付申請)

第8条 申請を行う団体は、補助金の申請をしようとするときは、合宿を行う前に事前連絡票を推進委員会の委員長（以下「委員長」という。）へ提出しなければならない。また申請団体の代表者は、合宿終了の日から30日以内に実績報告書、補助金請求書及び宿泊証明書を委員長へ提出しなければならない。

2 委員長は、前条による申請が適当と認められるときは、申請団体の代表者に補助金交付決定通知書により通知を行い、補助金を支払う。

(補助金の返還)

第9条 委員長は、申請団体の補助金申請に虚偽又は不正が発覚した場合は、補助金決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(検査等)

第10条 委員長は、必要に応じ申請団体の代表者に対して、合宿の実施状況等についての報告を求め、又は調査を行うことができる。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。